

自動車リサイクル法「フロン類引取・破壊業務委託」応募要項

2023年12月28日

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

1. 委託業務内容

(1) 件名

自動車リサイクル法「フロン類引取・破壊業務委託」

(2) 委託業務内容

委託業務に関する詳細資料は、別途希望者に送付いたしますので、下記 URL（Microsoft Forms）にアクセスいただき、質問内容にご回答ください。

回答後、2 営業日以内に、自再協よりご案内をいたします。

（詳細資料の請求期限は **2024 年 1 月 19 日（金） 17:00** まで）

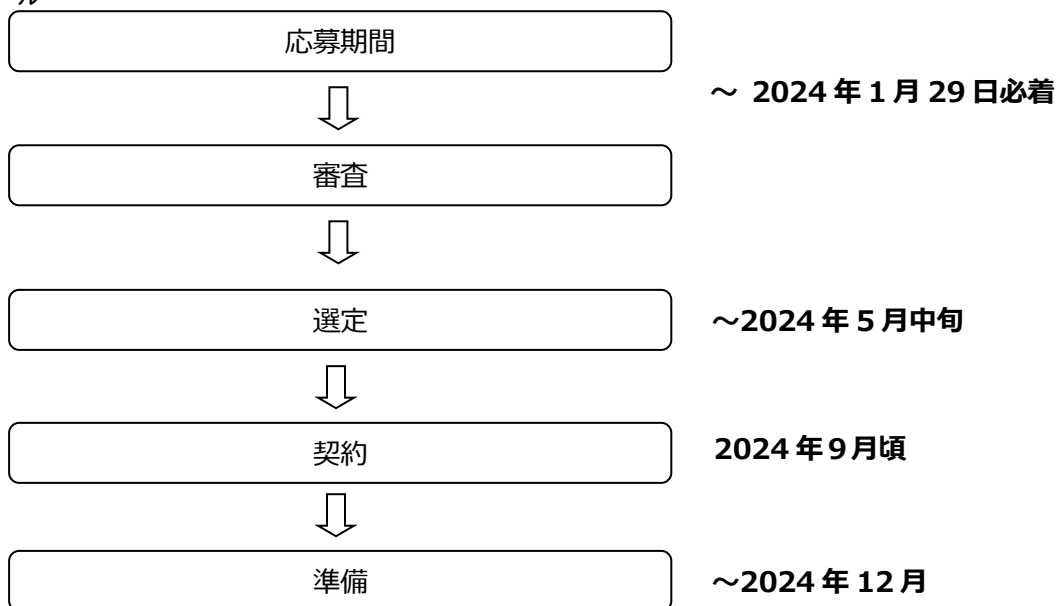
なお、セキュリティ上の問題で入力フォームでの請求ができない場合、請求先アドレス re-fr@jarp.org まで、件名「フロン入札資料請求」、本文に会社名、部署名、担当者名、送付先メールアドレスを明記のうえ、ご請求ください。

URL : <https://forms.office.com/r/fJBgfDpu9c>

(3) 履行期間

2025 年 1 月 1 日 ～ 2029 年 12 月 31 日まで（5 年間：途中解約不可）

2. 入札スケジュール



3. 応募資格

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア. 2023 年 12 月 28 日現在、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第 63 条第 1 項」の規定に基づき許可を受けており、HFC が破壊できること

イ. 前号に該当する事業者とコンソーシアムを組成し、フロン類（HFC）の回収及び破壊ができること

(2) 事業者としてフロン類回収、若しくは破壊の実績を有しており、本事業の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有していること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア. 法令違反等により行政処分中にある者
- イ. 会社更生法に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法の規定による再生手続開始がなされている者
- ウ. 成年被後見人、被保佐人、若しくは破産者で復権を得ない者
- エ. 暴力団等反社会的勢力、若しくはそれに関与している者

4. 基本要件

基本要件確認書（様式 2）の【1. 基本要件】を全て満たすこと。

5. 応募方法

(1) 提出書類（下記書類各 1 部を書留郵便で提出）

- ① 競争参加申込用紙（様式 1）
- ② 基本要件確認書（様式 2）
※ヒアリングシート内のエビデンスも同封ください。
- ③ 入札書（様式 3）
- ④ フロン類破壊業者許可書の写し
（有効期間のもの 更新申請中の場合は、受理印の押印がある申請書の写し）
- ⑤ 2022 年度分「フロン類破壊量等に関する報告書」の写し
（2023 年度途中からの実績のみの場合は、自社で作成した破壊実績報告書）
- ⑥ 2022 年度分「フロン類破壊量の記録」の写し
- ⑦ 会社資料
会社概要書（パンフレット等）
事業報告書（直近 3 年分の貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書を含むもの）
※複数事業所でご応募いただく場合、⑦の資料については事業者として 1 部のご提出で構いません。

(2) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア. 応募資格に欠ける者が提出したもの
- イ. 記載事項に虚偽が含まれるもの
- ウ. 提出書類に不足があるもの

(3) 応募書類の送付先

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16 階

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

フロン・エアバッグ事業部 施設管理グループ 宛

※ FAX・電子メール（添付ファイル）・持参は一切受け付けません。

※ 提出書類は返却いたしません。必要な場合は提出前にあらかじめコピーを取った上でご提出ください。

(4) 応募期間

2023年12月28日(木)～2024年1月29日(月) 必着

(5) 応募書類に用いる言語、通貨、及び単位

日本語・日本国通貨・日本の標準時及び計量法(平成4年法第51号)

(6) 応募に関する問合せ先

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

フロン・エアバッグ事業部 施設管理グループ 担当 松崎・宅間・高野

メールアドレス: re-fr@jarp.org

応募に関する質問は、2024年1月19日(金)までに応募者自身が電子メール(日本語)にて行うこととします。

※ 電子メール以外の方法や応募者以外の方からの問合せは一切受けません。

6. 応募の辞退

(1) 入札書提出後、応募期間内に辞退しようとするときは、自再協へ書面(書式任意)の送付をもって申し出てください(社印押印、書留郵便で送付)。

(2) 入札書提出後、応募期間以降の辞退は、応募資格に係わる事由を除き認められません。

7. よくあるご質問

Q) 高圧ガス保安法の製造や貯蔵の許可を現在既に取得していないとダメでしょうか。

A) 取得見込みの場合は、基本要件確認書(様式2)の理由欄に見込み予定の状況を記載ください。

Q) 稼働日に制約はありますか。

A) 原則として平日毎日の受入業務を行っていただく必要があります。

Q) 一時保管能力はいくら必要ですか。

A) 事業者として受入量の1.5ヶ月分相当の保管能力が必要です。

Q) 必ず指定の特定計量器を購入しなければなりませんか。

A) 様式2に記載の通り、必要な要件を満たす特定計量器をご用意いただく必要があります。

Q) 複数名体制できないとダメでしょうか。

A) 専任の必要はございませんが、体制自体は複数名体制が必要です。

Q) 作業スペースはありますが、建屋がないとダメでしょうか。

A) 建屋が必要です。

Q) 現在、フロン破壊許可申請中ですが応札できますか。

A) 2023年12月28日時点で許可を受けていなければ応募資格はございません。

Q) フロン破壊の実績はありますが、どの程度の実績量があればよいでしょうか。

A) 実績があれば応募資格はございますが、少なくとも事業所所在地都道府県の1年間発生量を処理できないと受託は難しいとお考えください。

Q) 提出書類のうち2022年度分「フロン類破壊量等に関する報告書」について当社は、家電リサイクル法フロンのみを処理しているため国へは報告書を提出していません。当該報告書は、何を提出すればよいでしょうか。

A) 自社で作成した破壊実績報告書をご提出ください。

以 上